

東京医科大学茨城医療センター 医療安全管理委員会規程

(目的)

第1条 東京医科大学茨城医療センター（以下「当センター」という）安全管理委員会（以下「委員会」という）は、当センターにおける「質の高い医療の提供」に不可欠の安全管理体制を確保するために、下記の項目を検討し、医療を行う場として起こり得る有害事象、感染症、個人情報漏洩及び災害等への安全対策を総合的に企画、実施することにより、その発生を防止することを目的とする。

- (1) 重大有害事象発生に対する原因分析と医療事故の防止のための対策
- (2) 病院感染の防止対策
- (3) 火災、震災・風水害等の災害に対する対策
- (4) 原子力事故災害に対する対策
- (5) 職員の安全衛生に関する施策
- (6) 個人情報保護に関する対策
- (7) 医薬品の安全管理に関する対策
- (8) 医療機器に係る安全管理に関する対策
- (9) 診療用放射線の安全利用に関する対策
- (10) その他

(構成)

第2条 委員会は、病院長、副院長、看護部長、安全管理室長（医療事故防止委員会委員長）、統括安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者（医療機器安全管理委員会委員長）、医療放射線安全管理責任者、防災対策委員会委員長、感染症対策委員会委員長、衛生委員会委員長、医療の質検証委員会委員長、総医局長、事務部長、総務課長、技師部門代表、各診療科科長、中央診療部部長をもって構成し、病院長が委嘱する。ただし、委員長が必要と認めるときは関係者の出席、資料の提出等を求めることができる。

(代理出席)

第3条 第2条に掲げる各診療科科長、中央診療部部長が出席できないときは、当該診療科において当該委員の職務を代理し又は補佐する者が会議に出席し、議事に参与し、及び議決に加わることができる。この場合において、当該委員はあらかじめその旨を安全管理室に申し出なければならない。

(下部組織)

第4条 委員会の下部組織に「医療事故防止委員会」、「防災対策委員会」、「感染症対策委員会」、「衛生委員会」「医療の質検証委員会」「医療機器安全管理委員会」を置き、それぞれと一体となって安全管理体制の確保に努めるものとする。

(委員長・副委員長)

第5条 委員長は病院長、副委員長は副院長があたる。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 安全管理委員の任期は1年とする。委員に欠員が生じた場合、委員の推薦により病院長が任命し、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第7条 委員会は毎月1回開催する。なお、必要に応じて随時開催することができる。

(委員会の成立)

第8条 委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は安全管理室が担当し、連絡、議事録等を行う。

(議決)

第10条 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。ただし委員長は、表決に加わることができない。また、委員が業務の都合上、決議に参加できない場合は「委任状」を事前に事務局（安全管理室）へ提出する。

(記録の保管)

第11条 医療安全管理委員会議事録は、5年間これを保存することとする。

(委員の告知)

第12条 委員の氏名および役職は、公表し、当院の職員および患者等に告知する。

(その他)

第13条 安全管理委員会の委員は、報告された事例について職務上知りえた内容を、正当な理由なく他の第三者に告げてはならない。

附則

1. この規程は平成14年6月10日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、「東京医科大学茨城医療センター安全管理対策委員会規程」は、廃止する。
3. この規程（改正）は、平成15年11月17日から施行する。
4. この規程（改正）は、平成16年3月1日から施行する。
5. この規程（改正）は、平成16年10月12日から施行する。
6. この規程（改正）は、平成17年1月24日から施行する。
7. この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。
8. この規程（改正）は、平成19年7月1日から施行する。
9. この規程（改正）は、平成19年7月1日から施行する。
10. この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。
11. この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

12. この規程（改正）は、平成23年5月1日から施行する。
13. この規程（改正）は、平成24年8月1日から施行する。
14. この規程（改正）は、平成25年2月22日から施行する。
15. この規程（改正）は、平成25年10月25日から施行する。
16. この規程（改正）は、令和2年4月1日から施行する。